

「個人情報取扱規程」の一部改正について（案）

現行規程	改正案	備 考
個人情報取扱規程 理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の個人情報取扱規程を次のように定める。 第 1 章 総 則 （目 的） 第1条 この規程は、本会が取り扱う個人情報の取り扱いに関する業務について、本会、役員、顧問、相談役、本会の管理する個人データを取り扱う権限を有する会員並びに本会事務局の職員及び嘱託（以下、「従業者」という。）が遵守すべき事項を定めるとともに、本会会員が、所属する勤務先等において、不動産鑑定評価等業務及び当該業務に関連する業務の遂行上、個人情報を適切に取扱うために必要な基本事項並びにそのために本会が対応しなければならない事項について定める。 （定 義） 第2条 本規程において<u>個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。</u>	個人情報取扱規程 理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の個人情報取扱規程を次のように定める。 第 1 章 総 則 （目 的） 第 1 条 この規程は、本会が取り扱う個人情報の取り扱いに関する業務について、本会、役員、顧問、相談役、本会の管理する個人データを取り扱う権限を有する会員並びに本会事務局の職員及び嘱託（以下、「従業者」という。）が遵守すべき事項を定めるとともに、本会会員が、所属する勤務先等において、不動産鑑定評価等業務及び当該業務に関連する業務の遂行上、個人情報を適切に取扱うために必要な基本事項並びにそのために本会が対応しなければならない事項について定める。 <u>なお、法に基づく匿名加工情報等の取扱いについては「匿名加工情報等取扱規程」において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定める。</u> （定 義） 第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ① <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）に記載され、で作られる記録をいう。）若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる</u>	【改正理由】 改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることに伴う対応。 ・法改正により、【匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）】の利活用の規定が新設。なお、これに対応した「匿名加工情報等取扱規程」は今秋頃制定予定。 ・「特定個人情報等取扱規程」については、平成 27 年 12 月 22 日の第 309 回理事会で制定済。 ・法改正に伴い、加えなければならない個人情報保護法上の定義や用語等を追加。

現行規程	改正案	備 考
	<u>ものを含む。)</u> <u>②個人識別符号が含まれるもの</u> <u>(2)「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令が定めるものをいう。</u> <u>① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u> <u>② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u> <u>(3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u> <u>(4) 本規程において「個人情報データベース等」とは、(i) 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。</u> <u>① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。</u> <u>② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。</u> <u>③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。</u> <u>(5) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</u> <u>① 国の機関</u> <u>② 地方公共団体</u> <u>③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項 に規定する独立行政法人等をいう。）</u> <u>④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項 に規定する地方独立行政法人をいう。）</u> <u>(6) 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。</u>	
2 <u>本規程において個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u>		※法 2 条 4 項、令 3 条 2 項（個人情報データベース等の定義）。 ①から③までのいずれにも該当するものは、「個人情報データベース等」から除外される（令 3 条 1 項）。市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等が該当する（GL(通則編) 2・4
<u>(1) 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u>		
<u>(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にできる状態にあるもの</u>		
3 本規程において個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。		
4 本規程において保有個人データとは、本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用		

現行規程	改正案	備 考
の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する 6 ヶ月を超えて保有している個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、以下(1)から(4)に掲げるものを除くものをいう。 (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの 5 本規程において本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	(7) 「保有個人データ」とは、個人データのうち、本会が開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。 ① 6 月以内に消去することとなるもの ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの ⑤ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの (8) 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 <u>(9) 「従業者」とは、本会の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。</u> <u>(10) 「事務取扱責任者」とは、本会の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。</u> <u>(11) 「部門責任者」とは、各部門における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。</u> <u>(12) 「事務取扱担当者」とは、本会内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。</u> <u>(13) 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。</u> <u>(14) 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。</u> <u>(15) 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。</u> <u>(16) 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。</u> <u>(17) 「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。</u> <u>(18) 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）を総称したものをいう。</u>	※「本人」は法 2 条 8 項で定義。 ※GL（通則編）3-3-3（従業者の監督） ※GL（通則編）8-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理） ※GL（通則編）8-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理） ※備考欄の GL の表記は改正規程第 2 条第 18 号で定義するガイドラインを指す。

現行規程	改正案	備 考
第 2 章 管理体制 (会長の責務) 第 3 条 会長は、本会の個人情報の安全管理等取扱いについての責任を有する。 2 会長は、業務執行理事会の議を経て、個人情報取扱規程の運用に際しての細則について、定めることができる。 3 会長は、本会の個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」並びに「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」について、定めることができる。 4 会長は、事務局職員の中から個人情報保護管理者として事務局長を指名する。 (個人情報保護管理者の責務) 第 4 条 個人情報保護管理者は、本会の従業者が本規程を遵守し、適切に個人情報を取り扱い管理する責務を負う。	第 2 章 管理体制 第 1 節 組織的安全管理措置 (会長の責務) 第 3 条 会長は、本会の個人情報の安全管理等取扱いについての責任を有する。 2 会長は、業務執行理事会の議を経て、個人情報取扱規程の運用に際しての細則について、定めることができる。 3 会長は、本会の個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」並びに「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」について、定めることができる。 4 会長は、事務局職員の中から個人情報保護管理者として事務局長を指名する。 (個人情報保護管理者の責務) 第 4 条 個人情報保護管理者は、本会の従業者が本規程を遵守し、適切に個人情報を取り扱い管理する責務を負う。 <u>2 事務局長は、事務局職員の中から事務取扱担当者を指名する。</u> <u>3 事務取扱担当者は、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。</u> <u>4 事務取扱担当者を変更することになる場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとし、事務局長は、かかる引継ぎが行われたか確認する。</u> <u>(運用状況・運用状況の記録)</u> <u>第 4 条の 2 事務取扱担当者は、以下の個人データの運用状況について確認をするものとする。</u> <u>(1) 個人情報データベース等の利用・出力状況</u> <u>(2) 個人データを含む書類・媒体等の持ち運びの状況</u> <u>(3) 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況</u> <u>(4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等</u> <u>(5) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）</u> <u>2 事務取扱担当者は、以下の個人データの取扱状況について確認をするものとする。</u> <u>(1) 個人情報データベース等の種類、名称</u> <u>(2) 個人データの項目</u> <u>(3) 責任者・取扱部署</u> <u>(4) 利用目的</u> <u>(5) アクセス権を有する者</u>	・ 個人情報保護に係る管理態勢については、内閣府外局の個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」8（講ずべき安全管理措置の内容）にある従業員 100 名以下の「中小規模事業者」に緩和された特例的な安全管理措置を許容した基準等を参考に作成。★

現行規程	改正案	備 考
第 3 章 個人情報の取扱い (利用目的の特定及び利用目的の変更) 第 5 条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定しなければならない。 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的との関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 3 <u>利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</u> (利用目的の制限) 第 6 条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的を超えて個人情報を取り扱ってはならない。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	第 3 章 個人情報の取扱い 第 1 節 個人情報の取得・保有等 (利用目的の特定及び利用目的の変更) 第 5 条 個人情報の保有に当たっては、<u>業務</u>を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的との関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用目的による制限) 第 6 条 <u>前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</u> <u>2 本会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</u> <u>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u> (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき <u>(利用目的の通知等)</u> 第 7 条 <u>個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u>	・現行規程第 5 条第 3 項は、改正規程第 7 条に移動。 ・新規程では、条文構成として、第 5 条で保有する個人情報の利用目的等について規定。さらに第 6 条で特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないと規定した上で、本会が合併等で新たに取得した個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを禁止すること（保有の禁止ではない。）並びに利用目的による制限の例外規定を定めた。 ・条文構成の都合上、旧規程第 9・10 条が改正規程第 7 条に移動。

現行規程	改正案	備 考
(適正な取得) 第 7 条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 (特定の機微な個人情報の取得の制限) 第 8 条 次に示す内容を含む個人情報を取得する場合は、法令に特別の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合を除き、本人に対し、当該個人情報の利用目的を説明し、明示的に本人に同意を得たうえで取得しなければならない。 (1) 思想、信条及び信教に関する事項 (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項 (3) 職員の団結権の行使、団体交渉及びその他団体行動に関する事項 (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項 (5) 保険医療及び性生活 (本人から直接書面により個人情報を取得する場合の措置) 第 9 条 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。	3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 4 <u>前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u> <u>(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u> <u>(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</u> <u>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> <u>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</u> (適正な取得) 第 8 条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 2 <u>次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</u> <u>(1) 法令に基づく場合</u> <u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> <u>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> <u>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> <u>(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法 76 条 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合</u> <u>(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</u> <u>(7) 法第 23 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</u> 第 9 条 削除	・ 条文構成の都合上、旧規程第 11 条が改正規程第 7 条第 4 項に移動。 ・ 第 2 項であらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないことを追加。 これに伴い、現行規程第 8 条の主旨は新規程案第 8 条第 2 項に反映。 ※現行規程の第 9 条から第 11 条は削除。なお、条文番号を変更すると現行規程の条文に連動す

現行規程	改正案	備 考
<u>(本人から直接書面により個人情報を取得する場合以外の措置)</u> <u>第 10 条 前項以外の方法により個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</u> <u>(利用目的を通知等しなくてもよい場合)</u> <u>第 11 条 前 2 条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u> <u>(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u> <u>(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</u> <u>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> <u>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</u> (データ内容の正確性の確保) 第 12 条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 (安全管理措置) 第 13 条 その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」その他の規程等に従い適切に取り扱わなければならない。 2 個人情報の安全管理措置について別途、基準を定めるものとする。 3 個人情報保護管理者は個人データの取扱い状況を一覧できる手段を整備すること。 (委託先の監督) 第 14 条 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。	第 10 条 削除 第 11 条 削除 (データ内容の正確性の確保等) 第 12 条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、<u>利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</u> (安全管理措置) 第 13 条 その取り扱う個人<u>データ</u>の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」その他の規程等に従い適切に取り扱わなければならない。<u>ただし、事務処理が完結した後においても事務の遂行に資するため保存を必要とする個人情報を記載した文書は「保存文書規程」に従い適切に取り扱わなければならない。</u> 2 個人情報の安全管理措置について別途、基準を定めるものとする。 3 個人情報保護管理者は個人データの取扱い状況を一覧できる手段を整備すること。 (委託先の監督) 第 14 条 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。	る細則への影響が大きい（条ずれが発生）ことから、今回の改正では、条文番号は詰めない。 なお、第 9 条から第 11 条の骨子は改正規程第 7 条に反映。 ・個人データを利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去することを努力義務として規定。 ・現行規程第 15 条のただし書き加筆。

現行規程	改正案	備 考
(事務処理の完結後の個人情報の廃棄又は保管) 第 15 条 事務処理が完結した後、速やかに個人情報を消去しなければならない。ただし、事務処理が完結した後においても事務の遂行に資するため保存を必要とする個人情報を記載した文書は「保存文書規程」に従い適切に取り扱わなければならない。 (第三者提供の制限) 第 16 条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 (1) 第三者への提供を利用目的とすること。 (2) 第三者に提供される個人データの項目 (3) 第三者への提供の手段又は方法 (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。 3 前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。	第 15 条 削除 第 2 節 第三者提供の制限 (第三者提供の制限) 第 16 条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 2 第三者に提供される個人データ <u>(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)</u>について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置とともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 (1) 第三者への提供を利用目的とすること。 (2) 第三者に提供される個人データの項目 (3) 第三者への提供の手段又は方法 (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。 <u>(5) 本人の求めを受け付ける方法</u> 3 前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>個人情報保護委員会に届け出</u>なければならない。	・内容的には 13 条に包含されているため現行規程第 15 条は削除。 ・第三者提供の制限にいては、モデル規程を踏まえ加筆修正。 ・いわゆるオプトアウトにより、個人データを第三者に提供する場合には、これまでの必要要件に加えて、個人情報保護委員会が規則で定める所定の方法により、原則として、個人情報保護委員会に届け出なければならなくなった。 ・いわゆるオプトアウトにより、個人データを第三者に提供する場合で、16 条第 2 項第 2 号又は第 3 号を変更する場合にも個人情報保護委員会に届け出なければならないこととされた。

現行規程	改正案	備 考
(共同利用) 第 17 条 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合は、以下の項目についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。 (1) 共同利用する旨 (2) 共同して利用される個人データの項目 (3) 共同して利用する者の範囲 (4) 利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称 2 共同して利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。 (第三者提供、共同利用に該当しない場合) 第 18 条 前 2 条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合 (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合	<u>4 第 2 項及び前項における「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは以下のいずれかの措置を講ずることをいう。</u> <u>(1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。</u> <u>(2) 本人が第三者に提供される個人データの項目等の第 2 項各号の事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。</u> <u>5 本会は、第 2 項及び第 3 項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される第 2 項各号の事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。</u> <u>6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第 1 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</u> <u>(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u> <u>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</u> <u>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</u> <u>7 本会は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u> (外国にある第三者への提供の制限) <u>第 17 条</u> 前条にかかわらず、本会が外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）に個人データを提供する場合は、前条第 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。ただし、外国にある事業者が「適切かつ合理的な方法」により、「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」を講じている場合又は「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」を受けている場合は、前条を適用するものとする	・第 4 項で、「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」場合の措置について定義。 ・個人情報取扱事業者は、第 2 項及び第 3 項による個人情報保護委員会に対する届出を行い、同委員会の公表が行われた後、速やかに自身のホームページ等を通じて第三者提供する旨を公表することとされた。 ・「共同利用」「委託」「合併」等については、従前どおり、第三者提供には該当しないことを規定。 ・外国にある第三者への提供に関するルールを規定。

現行規程	改正案	備 考
	る。 <u>（個人情報保護窓口の設置等）</u> <u>第 18 条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を総務課に置き、本会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。</u> <u>2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。</u> <u>①住所</u> <u>〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階</u> <u>公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 総務課 個人情報保護相談窓口</u> <u>②電話番号 03－3434－2301</u> <u>③受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）</u> <u>9 時～12 時、13 時～17 時</u>	・ 個人情報保護窓口の設置について、規程に記載。
（保有個人データに関する事項の公表等） 第 19 条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、別途定める方法に従い公表しなければならない。 (1) 本会の名称 (2) すべての保有個人データの利用目的（第 11 条に該当する場合を除く。） (3) 第 20 条から第 24 条の規定による求めに応じる手続。 (4) 苦情の申し出先	（保有個人データに関する事項の公表等） 第 19 条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、<u>第 32 条に基づき作成する「個人情報保護方針」と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。</u> (1) 本会の名称 (2) 全ての保有個人データの利用目的（<u>第 7 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。</u>） (3) 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先	・ 第 19 条で規定する「保有個人データに関する事項の公表等」については、第 32 条で定める、「個人情報保護方針」と併せて、ホームページにおいて記載することについて規定。
（保有個人データの利用目的の通知） 第 20 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (2) 第 11 条第第 1 号から第 3 号までに該当する場合 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	（保有個人データの利用目的の通知） 第 20 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 <u>(2) 第 7 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合</u> 2 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。	
（本人の保有個人データの開示） 第 21 条 本人又は代理人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、別途定める細則に従い本人又は代理人に対し遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。	（本人の保有個人データの開示） 第 21 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）に係る請求を受けたときは、別途定める細則に従い、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。<u>ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当</u>	本人の保有個人データの開示の本則に、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する

現行規程	改正案	備 考
2 保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、別途定める細則に従い本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	<u>する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u> <u>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u> <u>(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</u> <u>(3) 他の法令に違反することとなる場合</u> 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、別途定める細則に従い本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。<u>この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。</u> <u>3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。</u>	おそれがある場合等については、その全部又は一部を開示しないことができる旨を規定。 ・従前の規定では、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知すれば足りたが、新規程では、その理由を説明することを規定化。 ・個人情報保護法以外の法律で、本人に対して、第一項本文に規定する方法に相当する方法により、当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第一項は適用しない旨を定めている。
(保有個人データの訂正等) 第 22 条 本人又は代理人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下、この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、別途定める細則に従い当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。 2 保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、別途定める細則に従い本人又は代理人に対し遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。	(保有個人データの訂正等) 第22条 当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、別途定める細則に従い、<u>利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査等を行った後、その結果を踏まえて、</u>当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。 2 本会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。	・従前の規定では、保有個人データの訂正等について訂正等を行う決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知すれば足りたが、新規程では、その理由を説明することを規定化。 ・従前の規定では、当該保有個人データの利用の停止又は消去等を求められた場合には、別途定める細則に従い遅滞なく、当
(保有個人データの利用停止等) 第 23 条 本人又は代理人から、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合には、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。 2 保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停	(保有個人データの利用停止等) 第 23 条 本会は、本人から、<u>当該本人が識別される保有個人データが、法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、</u>当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、<u>利用停止等に理由</u>	

現行規程	改正案	備 考
止等を行わない旨の決定をしたときは、別途定める細則に従い本人又は代理人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	<u>があることが判明したときは、別途定める細則に従い、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。</u> <u>但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。</u>	該保有個人データの利用停止等を行い、その旨通知するものとされたが、新規程第 23 条では、第 1 項で、保有個人データの利用停止等の取扱いを規定で明確化する一方、「利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは」例外として規定された。 なお、第 2 項については、第 24 条第 2 項に併せて記載。
(保有個人データの第三者への提供の停止) 第 24 条 本人又は代理人 <u>から</u> 、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供について停止を求められた場合には、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。	(保有個人データの第三者への提供の停止) 第 24 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが <u>法第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。</u> <u>ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u>	・従前の規定では、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供について停止等を求められたケースで、 <u>法第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由が本人の請求の理由とされている場合には、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする一方、「利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは」例外として提供を停止しないことを規定した。</u>

現行規程	改正案	備 考
2 保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、別途定める細則に従い本人又は代理人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。 （苦情の処理） 第 25 条 個人情報取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応するため、別途定める細則により、事務局長（個人情報保護管理者）を責任者として必要な対応をとるものとする。 （事故への対応） 第 26 条 個人情報の漏えい等の事故の発生の可能性を認識した場合又は発生を認識した場合、別途定める方法に従い適切に対応する。 第 4 章 個人情報保護への取組み （個人情報保護に関する業務指針の作成及び見直し） 第 27 条 本会は、会員が「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うための指針として「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」（以下、「業務指針」という。）を定めなければならない。 2 業務指針については、必要に応じて見直しを行う。 3 業務指針は、本会のウェブページ等を通じて公表しなければならない。 （個人情報保護指針等の遵守） 第 28 条 本会会員並びに本会事務局の職員及び嘱託は、業務指針を遵守しなければならない。 2 本会は、会員が当該規程及び業務指針を遵守していることを確認するために、適宜報告を求めることができる。 3 本会は、会員に対し、当該規程及び業務指針を遵守させるために必要な指導その他の措置を行うものとする。 4 本会は、会員が当該規程及び業務指針の定めに反する行為その他問題となる行為を行ったことが判明した場合には、当該行為を是正させるため勧告を行うことができる。	2 本会は前条に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。<u>この場合、本会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。</u> （苦情の処理） 第 25 条 個人情報取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応するため、別途定める細則により、事務局長（個人情報保護管理者）を責任者として必要な対応をとるものとする。 （事故への対応） 第 26 条 個人情報の漏えい等の事故の発生の可能性を認識した場合又は発生を認識した場合、別途定める方法に従い適切に対応する。 第 4 章 個人情報保護への取組み （個人情報保護に関する業務指針の作成及び見直し） 第 27 条 本会は、会員が個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うための指針として「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」（以下、「業務指針」という。）を定めなければならない。 2 業務指針については、必要に応じて見直しを行う。 3 業務指針は、本会のウェブページ等を通じて公表しなければならない。 （個人情報保護指針等の遵守） 第 28 条 本会会員並びに本会事務局の職員及び嘱託は、業務指針を遵守しなければならない。 2 本会は、会員がこの規程及び業務指針を遵守していることを確認するために、適宜報告を求めることができる。 3 本会は、会員に対し、この規程及び業務指針を遵守させるために必要な指導その他の措置を行うものとする。 4 本会は、会員がこの規程及び業務指針の定めに反する行為その他問題となる行為を行ったことが判明した場合には、この行為を是正させるため勧告を行うことができる。	・従前の規定では、保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止を行わない旨の決定等をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知すれば足りたが、新規程では、その理由を説明することを規定化。 第 25～36 条については、条変更なし。

現行規程	改正案	備 考
5 本会は、会員に対して、勧告を行う前に勧告を行うに至る事情について説明を行うとともに、会員自らの正当性を主張できる機会を与えなければならない。 6 会長は、会員が勧告に従わない場合には、定款第 10 条第 1 項第 1 号及び懲戒規程第 4 条第 1 項第 1 号を懲戒事由として、綱紀委員会に対して同規程第 7 条に基づく懲戒の調査を命じることができる。 （情報提供） 第 29 条 本会は、会員が、個人情報保護法等、個人情報保護に係る法令並びに業務指針及びその関連規程等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わせるために必要な情報を提供する措置を講じなければならない。 2 本会及び都道府県不動産鑑定士協会（以下、「士協会」という。）は、資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程第 12 条に基づく講習（以下、「講習」という。）をはじめとする個人情報保護に役立つ研修会等（以下、「研修会等」という。）を個人情報を適正に取り扱わせるために必要な情報提供の一環として定期的にて実施しなければならない。 3 士協会は、前項に係る研修会等の実施事務の一部または全部を地域連合会に委ねることができる。 4 本会は士協会が講習を実施する際、必要に応じて講習の内容に関する情報を提供しなければならない。 5 本会から、士協会に対して、講習の実施に関する書類の提出が求められたた場合には、次の各号を満たした書類を遅滞なく提出しなければならない。 (1) 実施時期（年間スケジュール等）を記載した講習計画 (2) 実施日時、実施者、実施場所及び実施内容等が記載された講習実施報告書 （会員における苦情の処理） 第 30 条 会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速な処理に務めることとする。 2 個人情報取扱事業者たる会員（以下、「業者会員」という。）は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当る役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。 （個人情報の漏えい事案等への対応） 第 31 条 業者会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、<u>国土交通省</u>及び本会に直ちに報告するとともに、漏えい事案等の対象となった本人に対して速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。 2 業者会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に	5 本会は、会員に対して、勧告を行う前に勧告を行うに至る事情について説明を行うとともに、会員自らの正当性を主張できる機会を与えなければならない。 6 会長は、会員が勧告に従わない場合には、定款第 10 条第 1 項第 1 号及び懲戒規程第 4 条第 1 項第 1 号を懲戒事由として、綱紀委員会に対して同規程第 7 条に基づく懲戒の調査を命じることができる。 （情報提供） 第 29 条 本会は、会員が、個人情報の保護に係る法令並びに業務指針及びその関連規程等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わせるために必要な情報を提供する措置を講じなければならない。 2 本会及び都道府県不動産鑑定士協会（以下、「士協会」という。）は、資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程第 12 条に基づく講習（以下、「講習」という。）をはじめとする個人情報保護に役立つ研修会等（以下、「研修会等」という。）を個人情報を適正に取り扱わせるために必要な情報提供の一環として定期的にて実施しなければならない。 3 士協会は、前項に係る研修会等の実施事務の一部または全部を地域連合会に委ねることができる。 4 本会は士協会が講習を実施する際、必要に応じて講習の内容に関する情報を提供しなければならない。 5 本会から、士協会に対して、講習の実施に関する書類の提出が求められた場合には、次の各号を満たした書類を遅滞なく提出しなければならない。 (1) 実施時期（年間スケジュール等）を記載した講習計画 (2) 実施日時、実施者、実施場所及び実施内容等が記載された講習実施報告書 （会員における苦情の処理） 第 30 条 会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速な処理に務めることとする。 2 個人情報取扱事業者たる会員（以下、「業者会員」という。）は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当る役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。 （個人情報の漏えい事案等への対応） 第 31 条 業者会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、本会に直ちに報告するとともに、漏えい事案等の対象となった本人にに対して速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。 2 業者会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急	今回の法改正で、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化された等を踏まえ、条文からは、「国土交通省」

現行規程	改正案	備 考
公表することとする。 （個人情報保護方針等の作成及び公表） 第 32 条 業者会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、業務指針を参考とした「個人情報保護方針」（プライバシーポリシー）等の作成・公表に努めなければならない。 2 業者会員は、「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」については作成・公表しなければならない。 第 5 章 会員の個人情報の取扱いに関する苦情等 （会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理） 第 33 条 本会は、会員に対する個人情報取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応するため、別途定める細則により、事務局長（個人情報保護管理者）を責任者として必要な対応をとるものとする。 2 前項に係る苦情等の処理を行うに際しては、本人の正当な利益の保護を図ることに留意するとともに、苦情申出人並びに苦情を申出られた会員の一方に偏することなく公平に取り扱うことについて心がけなければならない。 （本会の責務・業務） 第 34 条 本会は、個別の苦情等に関する事案の処理を通し、自己規律を高めるとともに、会員の個人情報保護への取組を支援することに努めなければならない。 2 本会は、苦情処理記録の保存、苦情処理結果等の公表、プライバシーへの配慮等に努め、再発防止のための取組を行うよう努めなければならない。 （会員の協力義務） 第 35 条 本会は、会員に対して下記の各号の協力を求めることができる。 (1) 苦情の対象となる会員にその旨を通知し、苦情内容について必要な調査を行わせ、その結果の報告を求めると同時に解決策の提示を求めること。ただし、苦情申出人が当該会員及び関係者への通知を希望しない場合には、この限りではない。 (2) 本会は、当該会員が提出した調査結果及び解決案の内容が不十分であると認められるときは、不十分な点を明示して、再度調査のうえ結果の報告を求め、又は解決案の再提出を求めること。 (3) 苦情の対象となる会員は、正当な理由がある場合を除き、苦情処理の要請に応じなければならないこと。	に公表することとする。 （個人情報保護方針等の作成及び公表） 第 32 条 業者会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、業務指針を参考とした「個人情報保護方針」（プライバシーポリシー）等の作成・公表に努めなければならない。 2 業者会員は、「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」については作成・公表しなければならない。 第 5 章 会員の個人情報の取扱いに関する苦情等 （会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理） 第 33 条 本会は、会員に対する個人情報取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応するため、別途定める細則により、事務局長（個人情報保護管理者）を責任者として必要な対応をとるものとする。 2 前項に係る苦情等の処理を行うに際しては、本人の正当な利益の保護を図ることに留意するとともに、苦情申出人並びに苦情を申出られた会員の一方に偏することなく公平に取り扱うことについて心がけなければならない。 （本会の責務・業務） 第 34 条 本会は、個別の苦情等に関する事案の処理を通し、自己規律を高めるとともに、会員の個人情報保護への取組を支援することに努めなければならない。 2 本会は、苦情処理記録の保存、苦情処理結果等の公表、プライバシーへの配慮等に努め、再発防止のための取組を行うよう努めなければならない。 （会員の協力義務） 第 35 条 本会は、会員に対して下記の各号の協力を求めることができる。 (1) 苦情の対象となる会員にその旨を通知し、苦情内容について必要な調査を行わせ、その結果の報告を求めると同時に解決策の提示を求めること。ただし、苦情申出人が当該会員及び関係者への通知を希望しない場合には、この限りではない。 (2) 本会は、当該会員が提出した調査結果及び解決案の内容が不十分であると認められるときは、不十分な点を明示して、再度調査のうえ結果の報告を求め、又は解決案の再提出を求めること。 (3) 苦情の対象となる会員は、正当な理由がある場合を除き、苦情処理の要請に応じなければならないこと。	の文言を外した。 但し、報告のあった漏えい事案等の事故の程度によっては、引き続き、本会から、国土交通省又は個人情報保護委員会への報告を行う場合がある。 【参考】 「第 5 章 会員の個人情報の取扱いに関する苦情等」については、関連モデル規程第 10 条（苦情への対応）の他、第 31 条（個人情報保護窓口の設置等）、第 32 条（保有個人データに関する事項の公表等）に関連する。

現行規程	改正案	備 考
(会員の責務) 第 36 条 会員は、本会から求められた苦情の解決に向けて、誠実かつ迅速に対応しなければならない。 2 会員は、本会から苦情に関する事実関係の調査・確認や苦情に対する対応状況について報告を求められたときには、これに応じなければならない。 3 会員は、本会から苦情に関する資料の提出の要請があったときには、これに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。	(会員の責務) 第 36 条 会員は、本会から求められた苦情の解決に向けて、誠実かつ迅速に対応しなければならない。 2 会員は、本会から苦情に関する事実関係の調査・確認や苦情に対する対応状況について報告を求められたときには、これに応じなければならない。 3 会員は、本会から苦情に関する資料の提出の要請があったときには、これに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。 <u>第 6 章 雑則</u> (規程の細目及び運用) <u>第 37 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。</u> <u>2 この規程及び関連細則並びに業務指針に定めがないものについては、本規程第 2 条第 18 号で定めるガイドラインを踏まえて対応する。</u> 附 則 1 この規程は、平成 24 年 5 月 22 日からこれを施行する。 2 「本会の現行規程の新法人移行後の取扱いに関する決議」（平成 24 年 1 月 17 日理事会決議）に基づき連合会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「個人情報取扱規程」については、新規程の制定と同時に廃止する。 <u>附 則（平成 29 年●月●日一部改正）</u> <u>この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。</u>	【参考】 他業界では、内閣府外局の個人情報保護委員会が定めるガイドラインの遵守を定めて、業界ガイドラインを廃止する対応も見受けられるが、不動産鑑定業界としては、本会作成の「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報の保護に関する業務指針」が改正法に完全準拠するまでの間、当該 37 条により、未整備事項をカバーするものとする。 改正法施行日から本規程を施行する。

【参考資料】

- ★個人情報取扱規程（中小規模事業者用）<https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/business.bengo4.com/d8a03f067cc12336881ac6169251b2ebcd76b6f6.pdf>
- ・個人情報保護委員会 HP（改正法の施行準備について）<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>